

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷七十第

行發日一月二十年二十正大

## 論叢

土地課稅新案 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

價値の量 . . . . . 法學士 恒藤 恭

世界經濟の意義 . . . . . 法學士 作田 莊一

鎌倉時代の土地制度 . . . . . 文學博士 三浦 周行

## 時論

農民土地愛着心冷却の傾向 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

震災と租稅 . . . . . 法學博士 小川 郷太郎

## 說苑

マルサスの地代論に就て . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 雜錄

アダム・スミスの書簡一通 . . . . . 法學博士 河上 肇

「資本と勞働」と「勞働と資本」 . . . . . 法學士 山口 正太郎

リカアド經濟論文集の刊行 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

名士の死の心理に關する統計的研究 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

## 附錄

本誌第十七卷總目錄 . . . . .

# 震災と租税

小川郷太郎

## 第一緒言

關東の大震災はあらゆる方面に非常なる影響を及ぼしたが、財政に及ぼしたる影響も亦決して小なるものでない。財政に及ぼしたる影響は國庫收入の減少となり、延て又經費の縮少となつてゐる。國庫收入の減少は官業に於ても之を見るのであるが、其の主なるものは租税の域内に在る。そこで私は茲に租税收入が大震災の爲め如何に減少し來るべきかを研究しやうと思ふ。

租税收入が大震災の爲めに減少するに至るべきことは所謂直接税の方面よりも、所謂間接税の方面よりも之を窺ふことが出来る。蓋し大震災に依つて營利の基礎が打ち壞はされ所得の減少となり、消費力の減衰となつて來るからである。是が故に從來の租税法をその儘として置いても租税の減收となつて來ねばならぬのであるが、政府は更に大震災に處する臨機の措置として一方に於ては輸入税の減免を行ひ、他方に於ては所謂直接税の減免并に徴收猶豫を行ふに至つた。即

ち政府は輸入税の減免に關しては大震災後間もなく先づ米穀法第二條の規定に依り米穀の輸入税を免除するの勅令(大正十二年九月十二日勅令第四百七號)を發し、又同時に生牛肉及鳥卵の輸入税免除の件を改正し(大正十二年九月二十日勅令第四百八號)次いで生活必需品竝土木又は建築の用に供する器具機械及材料の輸入税の低減又は免除に關するの緊急勅令(大正十二年九月十二日勅令第四百十一號)を發し、越て五日を経て此緊急勅令の施行に關する勅令(大正十二年九月十七日勅令第四百十七號)を發した。次に所謂直接税の減免に關しては、震災被害者に對する租税の減免等に關する緊急勅令(大正十二年九月十二日勅令第四百十號)を發し、其後、此緊急勅令の施行に關する勅令(大正十二年九月三十日勅令第四百三十三號)を發した。之が爲めに租税收入は著しく減少せざるを得なくなつたのである。私は今進んで此等の勅令に依つて震災被害者に對する租税の減免并に徴收猶豫と輸入税の減免とを逐次研究して見やうと思ふ。

## 第二 震災被害者に對する租税の減免 并に徴收猶豫

大正十二年勅令第四百十號は其前文に於て震災被害者に對する租税の減免等に關する件といふ

語を用ひてゐるが、其内容に至つては震災被害者の納付すべき大正十二年度分の第三種所得税及營業税を免除し又は軽減すること并に震災地に於て大正十二年度に納付すべき地租所得税營業税相續税の徴收を猶豫することを定めてゐるのである。而して其免除軽減及徴收猶豫の條件程度手續等は擧げて之を施行令の定むる所に譲つてゐる。其施行令は前述ふる通り、大正十二年九月三十日勅令第四百三十三號を以て發布せられ、震災地、震災被害者の意義を明にし、震災被害者の納付すべき第三種所得税并に營業税の減免の條件程度手續等を定め、震災地に於て納付すべき地租所得税營業税相續税の猶豫期間并に期限に就ては之を大藏大臣の定むる所に委任してゐる。此委任規定に基き、大藏大臣は大正十二年十月三十日大藏省令第二十六號を以て是等諸税の猶豫期間并に納付期間を定めてゐる。私は便宜の爲めに此緊急勅令を減免税令と名づけ、其施行令を減免税施行令と名づけ、徴收猶豫期間納付期限に關する大藏省令を徴收猶豫期令と名づけて置きたい。

尙大藏省に於ては此減免税施行令の解釋及適用に就て公權的解釋を下し、大正十二年十月十六日を以て稅務署その他へ通牒を發したといふことである。私は之を減免税施行令公權解釋と名づけて置く。

これより私は減免税令、減免税施行令、徴收猶豫期令、并に減免税施行令公權解釋に依りて租

税の減免并に徴收猶豫を論究して見たいと思ふ。

## 一 減免税并に徴收猶豫の地域

減免税も徴收猶豫も共に納税者に對する恩典であるが、減免税令は徴收猶豫と租税の減免とを區別し、徴收猶豫は震災地に於て納付すべき地租所得税營業税相續税に限つて之を許し、租税減免は震災被害者に對して之を許すこととしてゐる。震災地に於て納付すべき税といへば、其行はるべき地域は自然に一定するのであるが、單に震災被害者といへば、震災地に在ると否とを問はない、従つて其行はるべき地域は震災地域に限られない様になる。そこで先づ震災地と震災被害者との意義を明にせねばらぬ、減免税施行令は此點に關し左の如く定めてゐる。

### 一 震災地

東京府 (西多摩郡及小笠原島ヲ除ク)

神奈川県

埼玉縣 (秩父郡、兒玉郡及大里郡ヲ除ク)

千葉縣 千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡、安房郡、

山梨縣 中巨摩郡花輪村、東八代郡富士見町、南巨摩郡鯉澤町、南都留郡明見村中野村忍野村

静岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

### 二、震災被害者



含むといふ一句を挿んでゐるから、九月一日震災で家屋の倒潰し又は其他の財産の毀損したものは、海嘯で焼かれたもの、海嘯で流されたり侵されたものは悉く震災被害者と解せねばならぬことは論ずる迄も無い。所で九月二日以後に焼けたものに至つては、勅令に所謂九月一日の震災ともいへない様であるが、九月一日の震災が因となり、火災を發し、それが消えないで九月二日後に類焼するに至つたものは、九月一日の延長と見るべきである、従て九月一日又はその後にて起つた單獨の失火放火などに因り損害を生じた場合は之を除外せねばならぬ。次に九月二日以後の餘震に因つて生じたる損害も亦明に九月一日の震災に因つて生じたる損害といひ得ない様であるが、餘震は強震に伴ふて必ず生ずるものであるから假令其餘震が九月二日以後に起つたとしてもそれは九月一日の地震の延長として之を見ねばならぬ。終に地震の爲に土砂が崩壊したり又は堤防が決潰したりなどして生じたる損害は、震災に因つて直接に生じたるものと云へないし、火災や海嘯に因つて生じたるものとも云へない様であるが、併し土砂の崩壊、堤防決潰が地震に因つて生じたる以上は是も亦震災に因る損害と見ねばならぬ。

是等の疑義に關しては減免税施行令公權的解釋は明に之を決定し私の今述べたる様に解すべきものとしてゐる。

以上は損害を生じたる原因の方より觀察して論究したものであるが、次に損害そのものの方面

より觀察して其範圍如何を定めねばならぬ。震災に因る損害といへば、其直接の損害を眼中にしてゐることは論する迄も無いことであるが、間接の損害を含むか否かに至つては大に疑の存する所である。直接の損害とは、住宅、家財等の利用財の滅失毀損並に所得の基因たる家屋その他の築造物、船舶、機械、器具及び商品原料品等の生産財の滅失毀損を意味するのであり、間接の損害とは震災に因つて直接の損害を受けたる者がある爲に其餘波として受くる損害である、例へば會社の被害に因り所有株式價格の下落したるもの又は取引先の被害に因る賣掛代金回収の不能などの如きはそれである。

減免稅施行令の公權的解釋は此問題に答へ、直接の損害に限るべきで、間接の損害を含むべきでないと斷案を下してゐる。此の如く嚴格に損害の範圍を定むることは、震災地の租稅負擔輕減の趣旨よりいへば一應尤のことであるが、既に震災被害者は震害地に住居する者のみに限らないとしたる以上は、間接損害をも多少斟酌して輕減することが必要であると思はれる。勿論震災地外に住居する者でも震災地に於て家屋其他の利用財生産財を有するときは、減免稅の恩典に浴することが出来るから、震災被害者は震災地に住居する者に限らない、何處に住居してゐる者でも可いといふことが出来るに相違ない、併しそれでは減免稅令が震災地と震災被害者とを區別してゐる趣旨を十分に徹底することが出来ないといふ謂はねばならぬ。若し公權的解釋の如くに解釋する



とせば、減免税令は震害地に於ける租税の減免に關するものであるとしても可かつたのであらう。

更に一步を進めて考ふれば、間接損害の中でも、取引先の被害に因る賣掛金回収不能の如きは、所得の減少若は營業の損失を來たすこと、直接損害と選ぶ所がない、直接損害に關して減免税を行ふならば、此等の損害に就ても減免税を行ふ理由がある。一體信用經濟の現代に於ては財界は互に連鎖の如きものである。第一の人が支拂はなければ、第二の人も支拂ふことが出來なくなる。震災地に於て直接損害を受けた人が賣掛代金を支拂はなければ、賣主は自己の債務をも支拂ふことが出來なくなる。何れにせよ其賣掛代金の回収することが出來ない額だけは營業の損失となり、従つて亦所得の減少となる譯である。然るに震災地に於ける直接損害に就ては第三種所得税並に營業税を減免し、その直接損害の爲に賣掛金を回収することが出來なくなつて、受けた損害に就ては第三種所得税並に營業税を減免せないとすれば、その間に大なる不公平を生ずるのである。是が故に私は公平といふ見地よりして、震災地に對する賣掛代金を回収し得ざる者に對しては震災地に於て直接損害を受けたる者と同一様に取り扱はねばならぬことを主張したいと思ふ。

立法者は震災地を救済するに急であつて、震災地外に於ける財界の打撃を無視しやうとしてゐるやうである、そは所謂支拂延期令に於ても之を見たのである。支拂延期令は東京其他震災地に

は便宜であつたらうが、震災地以外の地には頗る酷なるものであつた。是れ支拂延期令に對して批難があつた所以である。所で今減免稅施行令の發布せらるゝに及んで、又震災地に於ける直接損害を見るに急であつて、震災地外に於ける間接損害を見ない様な解釋が下されてゐるのである。支拂延期令と同じ誤に陥つてゐると評せねばならぬ。

## 二 所得稅の減免並に徵收猶豫

所得稅に就て論せねばならないものは、其免除輕減と、其徵收猶豫との二問題である。私は便宜上、先づ徵收猶豫を論じ、次に免除輕減に及びたいと思ふ。

### (1) 所得稅の徵收猶豫

所得稅法に依れば、所得稅は三種に分れてゐるが、第一種所得稅は事業年度毎に之を徵收し、第二種所得稅は其所得の金額支拂の際支拂者之を徵收し、第三種所得稅は稅の年額を四分し、四期に於て徵收するのであつて、其第一期は其年九月一日より三十日限、第二期は其年十一月一日より三十日限、第三期は翌年一月一日より三十一日限、第四期は翌年三月一日より三十一日限となつてゐる(同法第六十七條)。所で震災は九月一日に起つた、九月には第三種所得稅の第一期分を徵收すべきであり、第一種所得稅も事業年度が終了して決算をなしたるものに在つては同様に亦之

を徴收すべきであつた。然るに震災地に於ては震災後暫くは銀行も開店することが出来なかつた有様なるに加へ、開店の時に至つて金融は圓滑を缺いでゐたので、第一種所得税第三種所得税に對し納税告知書を發した所で満足に之を徴收し得なかつたであらう。そこで震災地に於て納付すべき大正十二年度の第一種所得税第三種所得税は其徴收を猶豫することゝなつたのである。

此徴收猶豫は震災に依つて損害を受けたと否とを問はぬ、苟くも震災地に於て納付することゝなつてゐたものは悉く徴收猶豫の恩典に浴することが出来る。尤も其の中に在つても震災の爲め損害を受けたる者は後段に述ぶるが如く第三種所得を免除せられ又は輕減せらるゝのである。免除せられ又は輕減せらるゝ部分に就ては徴收猶豫の問題も起らぬ筈である。併し乍ら震災の起つた月に於て一々免除輕減に關する調査を完了することが出来ない、それで後日免除又は輕減せらるゝものも擧げて一應徴收猶豫といふ形としたのである。

徴收猶豫は第一種所得税第三種所得税に限られ、第二種所得税に及ばなかつたのは、外でもない、第二種所得税は利子を支拂ふ際に天引するが爲に、徴收上の困難が無いからである。

徴收猶豫といふからには、後になつて何日か之を徴收することにならねばならぬ、唯第三種所得税の免除せらるゝものが其例外を爲すのみである。倅然らば其徴收猶豫せられたるものは何日徴收せらるゝかといふ問題が起る。免減税施行令は此問題に關し「納付未滿に係るもの及び大正

十二年丁月三十一日迄に納期限の到來するものに付ては大正十二年十一月一日以後に於て大藏大臣其の納期限を定め、大正十二年十一月一日以後に納期限の到來するものに付ては大藏大臣の定むる所に依り其徴收を猶豫す」と定め、愈々の猶豫期間並に納期は大藏省令の定むる所に委ねてあるのである。

大藏大臣は此委任に基き、徴收猶豫期令を以て猶豫期間並に納期を定めてある。即ちそれに依れば、左の如くである。

(a) 第三種所得税に在つては(イ)大正十二年度分の第一期分の納期は大正十三年五月三十一日限とし、(徴收猶豫期令第一條)、(ロ)震災被害者の所得税に就ては大正十三年五月一日より大正十四年二月二十八日迄の間に於て稅務署長の適當と認むる時期に之を徴收し、(ハ)震災に依り所得金額の不明となりたるものに就ては、大正十三年十月一日より大正十四年七月三十一日迄の間に於て稅務署長の適當と認むる時期に之を徴收することとしてある。(同令四條)

右の中震災被害者の所得税の徴收猶豫に就ては先づ納稅義務者之を申請せねばならぬ、其申請書は大正十二年十一月二十日限り、納稅地の市區町村を經由して所轄稅務署長に之を提出せねばならぬ(同令第七條)。但し被害の事實顯著にして所得税の減免を受くるべきこと明なるものに就ては、納稅義務者の申請なき場合に於ても之を猶豫することが出来る。(同令第四條)

(b) 第一種所得税に在つては、大正十二年八月三十一日迄に終了したる事業年度分が問題となるが、それは被害の状況に應じ納税義務者の申請に依り五年以内の延期を許可することが出来ることとなつてゐる（同令第六條）。此申請書は大正十二年十一月三十日限り所轄税務署長に之を提出せねばならぬ。

## (2) 所得税の減免

所得税の徴收猶豫は震災地に於ける所得税に關するものであつて、震災の爲に損害を受けたるものと受けないものとを包括して取扱ふものであるが、所得税の減免に至つては、震災被害者のみに關することである。震災に因つて損害を受けたればこそ、其税を免じ若は其税を輕減するの必要が生ずるのである。そこで所得税の減免は第三種所得税に關して起つて來るのである。

第二種所得税に於ては減税の問題は起らぬ、第二種所得税は公債社債銀行預金又は信託預金の利子が支拂はるゝ際天引せらるゝのであつて、震災に因り何等影響を受くる所がないからである。

第一種所得税に於ても亦減免の問題は起らぬ。大正十二年九月後に事業年度を終了する法人に在つては震災の爲に受ける損害をば總損金の中に加へ、之を總收益金より控除して法人所得を計算するが故に（所得税法第四條）損害の激甚であつたものは自然に法人所得が無くなるであらうし、

然らざるも法人所得の額が非常に少くなるであらうから、法人所得税は震災に因つて受ける損害の程度に應じて免除せられ又は軽減せられることとなる。是が故に別に震災に際して減免規定を設くる必要がないのである。

第三種所得税の減免は震災被害者の申請を待つて之を爲すのである。故に所得税の減免を得んとする者は被害の状況及損害見積金額を記載したる申請書を所轄稅務署に提出せねばならぬ、其期限は大正十三年一月三十一日迄である。但し震災當時に於て納稅地が震災地に在りたる納稅者で、被害の事實顯著なるものに付ては申請なくとも、政府の認むる所に依り所得税の免除又は軽減を爲すことが出来る。

私は以下項を分ち、所得税の免除と軽減とを研究して見やうと思ふ。

#### (a) 所得税の免除

我國の所得稅法に依れば、第三種所得稅の免稅點は八百圓となつてゐる(同法二十條)。震災被害者が震災に因つて損害を受けたるが爲め其所得が八百圓以下に落つるときは、所得稅法の精神よりいふも、之を免稅せねばならぬ。(同法二十條) 減免稅施行令は此趣旨に依り、第三種所得稅を免除する場合を二に分ち、其一是震災被害者中政府の決定したる所得金額一萬圓以下(同居の戸主又は家族の分との合算額に依る)の者にして自己(同居の戸主又は家族を含む)の所得に係る其の住

宅又は家財の過半が震災に因り滅失し又は其の用を爲さざるに至りたるものであり、(同令第二條) 其二は震災に因つて受けたる損害を所得中より控除して残額が八百圓に満たざるに至りたるもの(同令第六條)である。第二の場合は所得税法の規定(同法二十條)をその儘、茲に移したるものと謂つても可い、別に論ずるの要がない。第一の場合に至つては少しく茲に辯じて置かねばならぬ。

第一の場合に於て免税の恩典を得るには左の二の條件を具へねばならぬ。

(1) 震災被害者の所得にして政府の決定したる金額が一萬圓以下たること

(2) 自己の所有に係る其の住宅又は家財の過半が震災に因り滅失し其用を爲さざるに至りたること

此中第一條件は震災被害者が震災に遇はない前に、既に所得の少きものであることを明に示したものである。その限界を壹萬圓とし、壹萬圓に満たない者のみに此恩典を與へやうとするのである。而して其壹萬圓といふ限界は政府の決定したる所得額を標準として之を定むるのである。所が第三種所得は四月中に申告し遅くとも八月末日迄に政府が之を決定することゝなつてゐる。所で今回の地震は九日一日に起つたのであるから、既に規則通りに所得の決定を了へたるものもあつたらうが、其規則通りに行かないで未だ決定迄に至らなかつたものもあらう。既に決定してゐたにせよ未だ決定通知を發せなかつたものもあるに相違ない。茲に「政府の決定したる所得金額」といふは此等の場合を包括するものである。又稅務署に依つては所得額決定に關する書類を

火災の爲めに焼かれて、決定所得金額の不明となつたものもあらう。さういふものに就ては政府は所得調査委員會に諮問して其所得金額を確定することとしてゐる（減免稅施行令三條）。政府の決定したる所得金額は此の如くにして定めたる場合をも包括してゐるのである。

第二條件は震災に遭はない前に所得の少かつた者が震災に遇ふて非常なる打撃を受けたといふことである。減免稅施行令の文句は震災被害者自己の所有に係る其の住宅又は家財の過半が滅失し又は其用を爲さざるに至りたるものとなつてゐる。茲に自己の所有といふも所有名義の如何を問はず事實自己の所有なるときは之を自己の所有と看做されるのである。同居の戸主又は家族が所有してゐる場合も亦同様である。其同居の戸主又は家族といふは所得決定當時に同居してゐたものを指すのである。自己所有の住宅といふは自己の居住してゐたことを意味するものである、従つて必ずしも生活の本據たることを要せない。さうなると二つ以上の住宅を認むることとなるが、其場合に於て損害の過半であるか否かは、全部を通じて認定せねばならぬこととなるのである。又自己の住宅といふからには別荘等の如き、自己の常に住まつてゐないものは之を除かねばならぬ。併し乍ら倉庫物置等住宅附屬の建物は住宅の一部を形づくるものとして之を包括して見ねばならぬ。

自己所有の家財といふは生活上必要なる財を意味する、従つて生活上必要なる衣類、裝身具、



家具、什器、書籍等を指すこととなり、生活の必要を越ゆる書畫、骨董又は娛樂品等は之を含まないのである。

自己所有の住宅又は家財に關する右の解釋は減免稅施行令の公權的解釋に從つたものである。同施行令は自己所有に係る其の住宅又は家財の過半といふことを條件としてゐる。住宅又は家財の過半といふ以上は、住宅のみの過半にても、家財のみの過半にても可い譯である。其過半であるか否かは大體の價格に依つて認定するより外あるまい。公權的解釋も左様に解してゐる。是が故に住宅が倒壞したもの、又は焼けたものは、それ丈で此條件に適ふこととなる。住宅は倒壞もせないし、焼けもせないとしても家財が家の中にて破損し、又は屋外に取り出して焼かれなごし全體の家財の過半が其の用を爲さない様になると、又此條件に適ふこととなる。壹萬圓未滿の所得者が自己所有の住宅又は家財の過半を失ふに至らば、その住家又は家財の恢復の爲に壹萬圓位を必要とすることとなり、所得あつて所得ないと同じことに歸するであらう。是れ壹萬圓未滿の所得者に第三種所得稅を免除する所以である。

### (b) 所得稅の輕減

震災被害者の中で所得金額壹萬圓以下しか持たないもので、自己の所有に係る其の住宅又は家財の過半が滅失し又は其の用を爲さないやうになつたものに付ては、前述べた通り第三種所得稅

を免除するのであるが、震災被害者中には、所得壹萬圓以上のもの多く存するのみならず、所得壹萬圓以下のものでも、自己の所有に係る其の住宅又は家財の過半迄を滅失又は毀損せない者もある。是等の人に對しては勿論免税することは出来ぬが、それが震災の爲めに損害を受けてゐる以上は明に所得を減損してゐるから、所得税を軽減してやらねばならぬ。減免税施行令は此の如き震災被害者に對しては、政府の決定したる所得金額中より相當の金額を控除し其殘所得金額に所得税法に定められたる税率を當て徴めるべきことを定めてゐる。是れ所謂控除査定なるものである。

〔減免税施行令三條。〕

控除すべき金額は三の標準に依つて之を定める、其一は自己の所有に係る其の住宅又は家財の如き利用財が滅失毀損したる程度を見て、所得額より一定歩合を控除するものであり、其二は固定資本流動資本の如き營利財が滅失毀損したる爲めに生じたる損害を見積り、其見積金額を直に所得税額より控除するものであり、其三は勤勞所得營業所得等にして震災の影響に依り全部又は大部分を得ること能はざるに至りたるとき、其所得の一定歩合を所得額より控除するものである。私は此三の標準に付き逐次吟味して見やうと思ふ。

(イ) 利用財の滅失毀損を標準とする場合

減免税施行令には自己(同居の戸主又は家族を含む)の所有に係る其の住宅又は家財が震災に因

り滅失又は毀損したるときと明記してゐる。其の住宅又は家財の滅失毀損の程度を標準とし、三の場合を區分し、其滅失毀損の程度の甚しきものを甲とし、之に次げるものを乙とし、更に之に次げるものを丙とし、各異なる控除率を當て餞めることとしてある。詳言すれば、甲は住宅又は家財の過半が滅失し又は其の用を爲さざるに至りたるもの、乙は住宅又は家財の損害甲の程度に達せざるも、其損害甚しきもの、丙は住宅又は家財の損害乙の程度に達せざるものである。而して此三の區分を定むるには、住宅と家財とを別々に適用せず、住宅又は家財の中損害の割合に多き方に依つて之を定むるのである。控除率は甲に於て最も大で、乙之に次ぎ、丙に於て最も小である。且つ甲乙丙ともにその中に於て一様の控除率を以て臨まず、所得額の多くなるに従て控除率を少くすることとしてゐる。今控除率を表にて示せば左の如くである。

所得金額中一萬圓以下の金額(同居の戸主又は家族の分の合算額に依る以下同じ)の.....全部	
同 一萬圓を超え二萬圓以下の金額の.....八割	甲
同 二萬圓を超え五萬圓以下の金額の.....六割	同
同 五萬圓を超え十萬圓以下の金額の.....四割	同
同 十萬圓を超える金額の.....二割	同
所得金額中一萬圓以下の金額(同居の戸主又は家族の分の合算額に依る以下同じ)の.....五割	
同 一萬圓を超え二萬圓以下の金額の.....三割	乙
同 二萬圓を超え五萬圓以下の金額の.....二割	同
同 五萬圓を超える金額の.....一割	同

丙 所得金額一萬圓以下の金額(同居の戸主又は家族の分の合算額に依る以下同じ)の……………二  
 同 上一萬圓を超え五萬圓以下の金額の……………一 割

此表に依つて之を觀るときは、控除率は超過額逆進率である。此控除を爲した後の殘額より見るときは所得額の多い程殘される歩合が多くなるのであるから、超過額累進率といふことが出来る。蓋し所得の多くなるに従ひ住宅又は家財の滅失毀損の打撃が少くなるから、此逆進的控除率は之を是認せねばならぬ。又此控除率は超過額逆進となつてゐることに注意すべきである。超過する額に就てのみ其控除率を當て欲むることをいふ。例へば甲の場合に於て十八萬圓の所得額が決定せられてゐたと假定する。さうすると十五萬圓中、一萬圓に對しては全部控除、一萬圓を超えて二萬圓に至る迄の一萬圓に對して八割控除、残り二千圓、次に二萬圓を超え五萬圓に至る迄の三萬圓に對しては、六割控除、残り一萬二千圓、五萬圓を超え十萬圓に至る迄の五萬圓に對しては四割控除、残り三萬圓、十萬圓を超ゆる八萬圓に對しては二割控除、残り六萬四千圓、計殘額十萬八千圓となる。此殘額に對し所得税法に定むる所の累進稅率を當て欲めるのである。

ロ 營利財の滅失毀損を標準とする場合

營利財といふは個人が營利を爲す爲めに用ひられる固定資本流動資本を指す。減免稅施行令には「所得稅法第十四條第一項第六號の所得の基因たる自己所有の家屋其他の築造物、船舶、機械器具、商品、原料品等が震災に因り滅失又は毀損したるとき」と書かれてある。茲に所得稅法第十

四條第一項第六號 所には、俸給給料歳費、年金恩給、田畑所得、山林所得、賞與金、配當金以外の所得に關するは、營業所得、職業所得等が其主なるものである。其「所得の基因たる」

ものは、必ずしも、現金額算出の基本となりたる物件たることを要せない、營業者の營業場、醫師辯護士等の事務、病院及び其附屬の器具機械等を包含するものと解釋せられてゐる。又「商品原料品等」とある。自己の占有してゐたものに限らず、倉庫業者、運送業者等に委託中のものと雖ども、自己に 有する物品の滅失毀損したるもの、中に數ふべきである。

是等の營利財の滅失毀損は其滅失毀損したる程度に於て營業者は職業の損失となつて現はれるものである。そこで滅免稅施行令に此の如き場合には其損害見積金額を決定所得額より控除すべきことを定めてゐる。「損害見積金額」は滅失又は毀損したる物件に就て一々評價せねばならぬがその物件が罹災當時に於て有してゐた時價に依つて之を計算すべきことは論ずる迄もない。但し其滅失毀損に依つて保險金を受けたときは、其損害はそれだけ補償せられたのであるから、損害見積金額の中より保險金額を差し引かねばならぬ。

營利財の滅失毀損の場合は右述ぶるが如く利用財の滅失毀損の場合と全然異つてゐるのであるが、唯一つ震災被害者が所得の基因たる自己所有の家屋に住居する場合に於て互に交渉することゝなる。例へば營業者又は自由職業者が自己の住宅に於て營業をなし、又は職業を執つてゐるが

如きである。此の如き場合には、自己住宅の滅失毀損は利用財の滅失毀損とも見られ、又營利財の滅失毀損とも見られるのである。其何れに見るかに依つて控除の程度に相違を生ずる譯である、震災被害者の利害に關すること少くない。そこで減免稅施行令は此の如き場合には震災被害者の撰擇に依りて之を決することとしてゐる(同施行令第三條三項)。勿論此場合と雖ども所得の基因たると同時に住居の用に供する家屋に限つて右の規定に依るのであつて、其他に及ぶべきでない。故に同一區域内に在る家屋でも所得の基因のみに使用するものに就ては震災被害者が選擇して(イ)の控除率を適用すること出來ぬ。又其家屋内に在る家財と營業用機械器具商品原料品等とは之を適當に區分して、前者は(イ)の控除をなし、後者は(ロ)の控除をなさねばならぬ。

震災被害者が所得の基因たる自己の家屋に住居するときは右述ぶるが如く(イ)の場合と(ロ)の場合とを選擇することが出來るが、若し震災被害者が選擇せぬときは如何にすべきかといふ問題が起る。減免稅施行令の公權的解釋に依れば此の如き場合には控除金額の多額なる一方を適用すべきであるとしてゐる。蓋し震災被害者が選擇するとせば、さうするであらうと考へられるからである。併し乍ら此の如く取扱ふものとすれば初より選擇權を與へず、控除額の大なる方を適用するとして置いた方が更に簡便ではなかつたかと思はれるのである。

(ハ) 所得の減損を標準とする場合

震災に依つて所得を得ることが出来ぬやうになつたときは、それだけ決定所得の中より控除せねばならぬ。減免税施行令は「所得税法第十四條第一項第一號又は第六號の所得に付震災の影響に依り収入の全部又は大部分を得ること能はざるに至りたるときは當該所得の三分の一に相當する金額」を控除すべきことを定めてゐる。茲に所得税法第十四條第一項又は第六號の所得とは俸給給料歳費年金恩給又は營業所得職業所得等を指すものである。従つて此場合は震災に依り勤勞の機會を失ひ又は營業や職業を中止したるが爲めに収入の全部又は大部分を得ること能はざるに至りたるるとき當該所得の三分の一に相當する金額を控除するといふことに歸するのである。震災に依り収入の全部又は大部分を得ることが出来なくなつたとすればその限度に於て所得を控除すれば可い筈である。即ち震災後失職し又は營業や職業を休みて終に年度末に及ぶときは決定所得より十二分の七を控除すべきである。然るに減免税施行令に依ると、當該所得の三分の一に相當する金額を控除するに止めてゐる。頗る不徹底といはねばならぬ。そこで減免税施行令の公權的解釋は茲に所謂収入の全部又は大部分とは九月一日以後十二月末日までの収入の全部又は大部分を指すものと説明してゐる。さういふ風に解すれば所得の三分の一に相當する金額を控除することが至當となるのである。施行令は多分震災の影響に依り勤勞の機會を失ひ又は營業や職業を中止するの期間を四ヶ月間と豫想したのであらう。併し乍ら四ヶ月を経たる後に至て、果して勤勞

者が再び就職口を得るか、又は營業者職業者が再び營業職業を執ることが出来るやうになるか、それは何人も豫想することが出来ないことである。若し減免稅施行令が眞に震災後四ヶ月の所得のみを考へそれに相當する金額を決定所得全部より引くべきものとするならば、寧ろ其趣旨を施行令中に明にして置く方がよかつたらうと思はれる。

此所得額の三分の一に相當する金額は直に當該種目の所得より控除するの必要が無い、(イ)及(ロ)の金額と合算して所得金額の中より控除すべきである。

### 三 營業稅の減免及徵收猶豫

營業稅に就ても第三種所得稅と同様に減免並に徵收猶豫の問題が起る。第二種所得稅の場合と同しく、先づ徵收猶豫を論じ、後減免に及ぶこととする。

#### (1) 營業稅の徵收猶豫

營業稅法に依れば其納稅期は二期に分れてゐる、第一期は六月で、第二期は十一月である。從て大正十二年度の第一期分は震災前に既に納付済となつてゐる筈であつて徵收猶豫の問題が起らぬ。唯納付未済に係るもの並に第二期分に關して徵收猶豫の問題が起る。

何故に營業稅の徵收猶豫を爲さねばならぬかは、所得稅の徵收猶豫の理由と同じことである。



茲に繰り返へす必要が無い。唯徴收猶豫の期間並に徴收猶豫せられたるもの、納税期に就ては必ずしも規定を同じくしてゐないから茲に述べて見ねばならぬ。

減免税施行令は、震災地に於て納付すべき營業税で、納付未済に係るものに就ては其徴收を猶豫し、大正十二年十一月一日以後に於て大藏大臣其納期を定め、營業税の二期分は大藏大臣の定むる所に依り其の徴收を猶豫すと規定してゐる。(同令第十四條)

徴收猶豫期令(大藏省令第二十六號)は此減免税施行令の委任に基き猶豫期間並に納期を定めてゐる。それに依ると、

(a) 營業税第一期分の納付未済のものに就ては納税期を大正十二年十二月二十日限りとしてゐる。

(b) 營業税第二期分に就ては(イ)震災被害者に對し徴收の猶豫を許し、大正十三年三月三十一日限り之を徴收することとしてゐる。尤も此徴收猶豫は納税義務者之を申請せねばならぬ。其申請書は大正十二年十一月二十日限り納税地の市町村を經由し、所轄稅務署長に之を提出せねばならぬ。但し被害の事實顯著にして營業税の減免を受くべきこと明なるものに就ては納税義務者の申請なき場合に於ても之を猶豫することが出来る。

(ロ)次に營業税調査委員會の調査に依り政府の決定したる大正十二年度營業税課税標準が震災

に因り不明となりたるものに付ては、政府は營業稅調查委員會に諮問して、其課稅標準を確定し、  
〔減免稅施行令第十條〕、大正十三年五月三十一日限り徵收することゝしてゐる〔徵收檢豫則令第五條〕。

此規定に依ると震災に因り課稅標準の不明となつたものに就ては、自然に大正十三年年度の營業稅調查委員會に於て大正十三年度第一期分と同時に調査し、大正十二年度第二期分は大正十三年五月中に徵收し、大正十三年度第一期分を翌六月に徵收することゝなるであらう。

此規定は震災被害者であるを否とを問はず、之を適用するものであること論ずる迄も無い。

## (2) 營業稅の減免

我營業稅法に依れば其課稅標準は前年の實績に依つて之を計算〔同法第十六條〕するも、其年に於ける營業利益が其年分營業稅額に達せざるときは營業者の申請に因り不足額に相當する營業稅を免除することゝなつてゐる〔第二十九條〕。換言すれば營業利益が無い場合には稅を免除するのである。震災に因つて損害を受けたる者が一年を通じて營業利益を得ないことゝなれば當然此規定が當て依まつて別に免除の規定を設くる必要が無い。所で震災被害者も大正十二年度に於ては四月より八月迄五ヶ月間は營業をなし利益を得てゐたので、第一期の營業稅は之を納めてゐたのである。九月一日の震災に因り損害を受くるに至つては震災前に於て假令利益を擧げてゐたにせよ、之に營業稅第二期分を課するは酷であるといはねばならぬ。そこで減免稅施行令は、此の如き震災被

害者に對しては營業稅第二期分を免除することゝしてゐる。其免除の條件となるものは左の二つである。(減免稅施行令第七條)

一 營業の用に供する家屋其他の築造物、船舶、機械、器具等の全部又は大部分が震災に因り滅失し又は其の用を爲さざるに至りたるとき、

二 商品及原料品の全部又は大部分が震災に因り滅失又は其の用を爲さざるに至りたるとき、

此二の條件は両存するを要せない、其一つあれば足りてゐる、故に選擇的條件といつて可い。茲に營業用に供する家屋其他の築造物、船舶、機械器具等の全部又は大部分といふは是等の物件の全體を通じて認定するのであつて、個々別々の物件に就て認定するので無い。又是等の物件は自己の所有に係ると否とを問はず、之を包括するのである。此點は所得稅免除に於て自己所有の家屋其他の物件の滅失毀損を條件としてゐるのと趣を異にする所である。

以上は營業稅第二期分の免除であるが、震災に因つて受けたる損害の爲めに、一年を通じての營業利益が營業稅第一期分に相當する稅額より少くなるときは、營業稅第一期分も其不足する額だけ免せねばならぬ、(減免稅施行令第八條) 此くして營業稅第一期分の減免が起つて來る。尤も此場合に於ても營業利益を計算する方法如何に依つて營業利益の高が大に變じて來る。元來、營業利益は營業總收入より總經費を減じたるものでなければならぬ、所で營業用に供する自己所有の家屋其他の築造物、船舶、機械、器具等が震災に因り滅失し又は毀損したる損害は必ず之を補填

せねばならぬから、之を經費と見ることが出来ないでは無い、減免稅施行令は明に是等資本財の損害見積額を以て營業の經費と看做してゐる（同第九條）。此の如き計算方法を採るときは營業稅第一期分も或は輕減せられ或は全く免除せらるゝことゝならう。

以上は營業用の家屋、船舶、機械器具等の全部又は大部分が震災に因つて滅失又は毀損したる場合若は商品及原料品の全部又は大部分が滅失又は毀損したる場合に就て論じたるものであるが、是等の固定資本若は流動資本の全部又は大部分が滅失又は毀損するに至らざる場合に就て考ふるに、營業稅の輕減若は免除を來たすことなないと限らぬ。そは營業の用に供する自己所有の家屋其の他の築造物、船舶、機械、器具等が震災に因り滅失又は毀損したる損害の見積額を營業の經費の中に加算するに依つて、營業利益額が營業稅額に達せないことが生じ得るからである。

營業稅第二期分の免除を得んとする者は被害の狀況及損害見積金額を記載したる申請書を大正十三年一月三十一日迄に所轄稅務署に提出せねばならぬ。但し變災當時に於て納稅地が震災地に在りたる納稅者で、被害の事實顯著なるものに付ては申請なき場合と雖ども政府の認むる所に依り營業稅の免除をなすことが出来る。（減免稅施行令第十一條）

#### 四 地租の徵收猶豫

地租條例に依れば地租の納期は左の如くである。(同條例十二條)

一 宅地	第一期	其年七月一日より七月三十一日限
	第二期	翌年一月一日より一月三十一日限
二 田	第一期	其年十二月十六日より翌年一月十五日限
	第二期	翌年二月一日より二月末日限
	第三期	翌年三月一日より三月三十一日限
	第四期	翌年五月一日より五月三十一日限
三 其他の土地	第一期	其年九月一日より九月三十日限
	第二期	其年十一月一日より十一月三十日限

右表に依つて之を觀れば、震災の起つた九月迄に納めた地租は宅地租の第一期分と田租の前年第四期分に過ぎなかつた、其九月に於て納税せねばならなかつたものは畑租雜地租等であつた。

此畑租雜地租及び納付未済の田租宅地租に就ては震災に因つて損害を受けたと否とを問はず其徴收を猶豫せねばならぬ、の理由は第三種所得税の徴收猶豫に就て述べたると同じである。そこで減免税施行令は明に之が徴收を猶豫すべきことを規定し、其納期の決定を大藏大臣に委ねた。大藏大臣は徴税猶豫期令を以て其納期を大正十二年十二月二十日限としたのである。(同令第二十六號第一條)

次に震災の爲めに地租名寄帳を滅失したる市區町村に於ては其地租名寄帳を改調せねばならぬ。其地租名寄帳の改調せらるゝ迄は事實地租を徴收することが出来ぬ。大藏省令は此の如き市

區町村に於ける大正十二年度分地租に就ては地租名寄帳改調後一年以内に於て稅務署長の適當と認むる時期に之を徵收することゝしてゐる。(同令第三條)

以上は震災の爲めに土地が損害を受けたと否かを問はず、地租の徵收猶豫となるものであるが、震災の爲めに損害を受けたといふ理由に依り徵收を猶豫せらるゝのがある。それは左の三種の土地である。

- (1) 震災に依り自己の住宅の過半が滅失し又はその用を爲さざるに至りたる者の所有する土地。
- (2) 荒地又は收穫皆無とならざるも、震災に因り著しく收穫の減損するに至りたる田畑。
- (3) 震災に因る被害激甚にして別に規定する市區町村内の宅地。

此等の土地に對して地租徵收猶豫を得んとせば、納稅義務者より之を申請せねばならぬ、其申請書は畑租雜地租に就ては大正十二年十一月二十日限、宅地租第一期分に就ては大正十二年十一月三十日限、田畑に就ては大正十二年十二月十五日限、宅地租第二期分に就ては大正十二年十二月二十八日限、納稅地の市長村長を經由して所轄稅務署長に提出すべきである。但し震災に因る被害激甚にして別に規定する市區町村内の宅地の地租に就ては納稅義務者の申請なくともその徵收を猶豫することが出来る。而して其被害の激甚なる市區町村は未だ指定せられてゐないが、東京、横濱、横須賀、鎌倉、小田原等の如きは多分其選に漏れないであらう。

此等の被害土地に就て徵收を猶豫せられたる地租は大正十三年六月一日より同年十二月十五日

迄の間に於て税務署長の適當と認むる時期に於て之を徴收することゝなつてゐる(徴收猶豫期令第二條)

## 五、相續税の徴收猶豫

相續税法に依れば、相續税は相續開始のあるに従ふて一時に徴收せられるものである、但し税金額百圓以上なるときは相續税に相當する擔保を提供し、五年以内の年賦延納を求むることが出来るのである(同法十七條)。

所で大震災前後に開始せられたる相續に就ては震災に因り受けたる損害の大なる爲めに、相續税を納むること容易でない。延納年賦金の大正十二年度分年割額の支拂も亦同様である。そこで免減税施行令は大正十二年十月三十一日迄に納むべき相續税は、之を猶豫し、大正十二年十二月二十日限、納むることとし。更に大正十二年八月三十一日以降に開始せられたる相續に對する相續税は、納税義務者が震災の爲めに受けたる被害の状況に應じ、五年以内の延期を許すことが出来る、延納年賦金の大正十二年度分年割額も亦其中に含めて見るのである(徴收猶豫期令第六條)。但し納税延期の許可を得んとせば納税義務者より之を申請せねばならぬ。

## 第三 輸入税の减免

輸入税の減免に關しては緒言に述べたるが如く勅令第四百七號に依つて米穀の輸入税を免除し、勅令第四百八號に依つて生牛肉及び鳥卵の輸入税免除を繼續し、更に緊急勅令(四百十一號)に依つて、生活必需品并に土木又は建築用に供する器具機械及材料の輸入税を輕減し又は免除することとし、其品目は施行令(勅令第四百十七號)に依つて之を定めてゐる。今此施行令に依り其輸入税を免除せらるゝ品物を分類すると左の如くである。(括弧は輸入税番號)

### (1) 食料品

大麥(二二二)、小麥(二二六)、豆類一、大豆(二二一内)、鳥獸肉及魚介類二、鰹語、鯷語又ハ鯷語ノモノ、三、其ノ他、甲ソーゼー、乙ハム及ベーコン、丙鹹肉、丁鹽鯨、戊鹹魚(五二ノ内)、バター及ギー(五三ノ内)、コンデンスミルク(五五)、インフアントフート(五六)、礦油二、其ノ他(動植物ノ油及脂、石鹼ヲ含有スル機械油ヲ含ム)(一一二ノ内)

### (2) 藥品

セネガ根(一三三)、硼酸(一五三)、酒石酸(二五六)、重炭酸曹達(一六六)、サリチール酸曹達シオプロミン(一七二ノ内)、過酸化水素(一八一ノ内)、明礬(八二)クロロフォルム(二〇〇)、ヨードフォルム(二〇一)、乳糖(二二〇)、アンチピリン(二〇七)、サントニン(二〇八)、炭酸クレオソート(二二三)、炭酸ゲアヤコール(二二四)、メプシン(二二六ノ内)、チカーレン、ピラミドン、タンナルピン、單寧酸オレキシシン、イヒチオール、機酸コデイン、オイヒニン、クレオソート、漆酸セリウム、重酒石酸カリウム、クレオソート油(コールター製ノモノ)(二二九ノ内)

### (3) 衣服其他裝身具

繻織絲(二七二)、綿糸及長サメートルノ重量、三グラムヲ超エザル綿糸(二七三)、毛織糸(二八三)、繻織物(二九八)、毛織物



及毛縮交織物(天竺絨、ウラツシユ其他ノパイル織物ヲ除ク)(三〇一ノ内)ブランケット(單製ノモノ)(三二二)肌衣一、メリヤス製ノモノ甲、綿製ノモノ、乙毛製又ハ毛縮製ノモノ(三四六ノ内)、靴其ノ他ノ履物一長靴甲車製ノモノ、乙護謨製ノモノ、二短靴甲車製ノモノ、四護謨製被覆靴(三五五ノ内)、別號ニ掲ゲザル衣類ニノ内洋服(三六〇ノ内)

#### (4) 土木又は建築の用に供する器具、機械及材料

筆記用紙(三六三)、圖書用紙(三六四)、壁紙(三六九)、スレート及別號ニ掲ゲザルスレート製品、二其ノ他、甲研磨セザルモノ又ハ彫刻セザルモノイ、屋脊用板(四〇九ノ内)ボードランドセメント、ロイマンセメント、プヅワナセメント、其他類似ノ水硬セメント(四三二)煉瓦二其ノ他(四三六ノ内)、瓦(四三七)、硝子板一無色平面ノモノ三、有色、着色又ハ砂磨ノモノ、四條付ノモノ、エンボツスジタルモノ其ノ他類似ノモノ(四四四ノ内)、金屬ノ線又ハ綱ヲ入レタル硝子板(四四五)、鐵二條及等、三ツイヤロット、四板甲金屬ヲ鍍セザルモノ甲ノ三、其他、乙身金屬ヲ鍍シタルモノ、乙ノ二電鍍シタルモノ、五線、十二、筒及管(四六二ノ内)、釘リベット、螺旋釘、牝牡螺旋釘、一鐵釘、三鐵螺旋釘、五鐵牝牡螺旋釘及ソシヤ一、六鐵リベット(四七七ノ内)鐵道建設用材料(四八二)、電線支柱及電線支架用材料(四八三)、家庭橋梁、船渠等ノ建設材料(四八四ノ内)コツク及ザアルザ類(四九二)、螺鏡、ハットフツク及戸、窓、家具等ニ用井ル金具(四九三)、鎖及鑰(四九四)、工匠具、農具及同部分品(四九六)、ストーヴ及同部分品(五一四)ラヂエートル(五一五)、瓦斯計(五三九)、水葦計(五四〇)、アンペアメーター及ヴォルメーター(五四三)、ワットメーター(五四四)、電信機、電話機及同部分品(五五九)、貨物自動車(五六三ノ内)、貨物自動車ノ部分品(五六四ノ内)貨物自動車ノ原動力機(五七七ノ内)、クレイン(五八三)、縫衣機(五八八)、縫衣機部分品及附屬品(五八九)、木材一、單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノニ其ノ他、丁其ノ他ノ内木燧瓦(六一二ノ内)、木炭(六一六)、タードフェルトタートペーパー其ノ他類似ノモノ

次に輸入税を半減せらるゝ物は、貨物自動車以外の自動車並に其部分品及原動力機等である。

以上列擧したる所に依れば輸入税を免する品目は可成多數である。其之を免除したる理由は

關東の震災地を救はんが爲めに外ならぬ。震災後暫くの間は東京其他の震災地に於て食料品、衣類其他の裝身具の供給十分ならざりしが爲めに人民の餓えたり凍えたりする虞がないでは無かつた、又焼け跡には新に家屋其他建築物を建てねばならぬ、人民の餓えたり凍つたりすることのない様にするが爲めには食料品衣服其他の生活必需品の輸入を容易にせねばならぬ、又焼け跡に家屋を建てしめ東京其他の震災地にて復興を圖らんとせば、土木建築用の機械器具材料の輸入を容易にせねばならぬ、是れ此等の品物に對して思ひ切つて輸入税を免除したる所以である。

繼て輸入税を設けたる所以を考ふるに、單に收入を得るの目的に出づるものもないではないけれども、産業の發達を助け成さんとするの目的に出づるもの極て多いのである。農産物に對する輸入税の如き尙農業保護の精神を有すと説かれてゐる。今や農村の荒廢せんとするの秋に當り、農業保護税を廢し、更に農村の衰頹を招くが如きは策の得たるものでない。是れ識者が農産物保護税の免除を批難する所以である。更に進んで工業品に就いて考ふるに之に輸入税を課するは亦工業保護の趣旨に外ならぬ。然るに今俄に其保護税を免除したのである。外國品の輸入を奨勵し内國産業の發達を害することないとも限らぬ、殊に我國に於てまだ十分に發達してゐない工業に於て然りとするのである。

之を要するに輸入税免除の政策は關東の震災地を救ふ一方法たるを失いないけれども、明治以

來の傳統的産業政策に反對することゝなる虞がある。そこで關東の復興が重いか産業保護政策が重いかの問題が起る。成程震災當時は關東の復興が何よりも緊切なる問題であつたので産業保護政策を犠牲にすることを願ひなかつたのであらう、是れ亦其當時の空氣に鑑み強て之を批難することが出來ぬ。併し乍ら震災地に於ける人心漸く落ち付くに及んで、産業保護の政策も亦之を輕んずることが出來なくなる。是れ輸入税免除に關し其實行を大正十三年三月三十一日迄に限つた所以である。

#### 第四 結 論

以上論ずる所に依つて之を觀れば、所得税地租營業稅相續稅は徵收を猶豫せられ、甚しきは大正十三年度大正十四年度に至つて初めて徵收せらるゝものもある位であり、第三種所得稅營業稅は納稅義務者が震災の爲に損害を受けたる程度に従ひ或は免除せられ或は輕減せらるゝのである。それに加へて輸入税も多く品の物に就て或は免除せられ又は輕減せらるゝことゝなつてゐる、是に至て大正十二年度に於ける租稅收入は著しく減少せざるを得ざる次第である。

租稅收入減が幾何に上るべきかは、今俄に豫測し得ないが、大藏省の見積として傳はつてゐる所に依れば、大正十二年度に於ては第三種所得稅及營業稅を減免するが爲めにそのみにても

一億一千萬圓の減收を來すこととなり、輸入税の減免に依つて更に三四千萬圓の減收を加ふることとなり、合計約一億四五千萬圓の減收となるといふのである。實行豫算の發表せられたのを見るに、經常收入減は八千三百萬圓となつてゐる、多分他方面に於ける自然増收と差し引きして此額に止まつたものであらう。何れにせよ大正十二年度の實行豫算は其收入減の程度に於て經費を減せねばならぬこととなる。

私の此論文にて研究したる所は大正十二年度の租税の減免である、大正十三年度に至つて如何になるべきかは今より逆睹し得ないが、恐らくは大正十二年度の減收額に譲ることあるまい。蓋し大正十三年度に至つても所得稅營業稅地租相續稅に自然の減收もあるが上に、震災被害者に對しては引續き所得稅營業稅を減免し並に徵收猶豫を爲すの必要があるであらうし、輸入税に至つては復興事業の現實となるに従ひ、土木建築材料其他の無稅輸入を要求する聲が相當に高くなつて大正十二年度末を以て免稅を打ち切ることが出來なくなるであらうからである。若し果して然りとせば大正十三年度も斷乎として財政上の緊縮主義を行はねばならぬ、緊縮主義は最早机上の空論として葬り去るべきものでない、着々之を實現するより外探るべき道なきに至つたのである。是れ實に大震災が齎らしたる財政的產物である。